

注目! 「減ちゃんからのお知らせ」 ごみ指定袋に変更があるよ

生活環境課 ごみ減量推進係

指定袋の種類	改定前	改定後
燃やすごみ (大) 10 枚	420 円	450 円
燃やすごみ (小) 10 枚	290 円	310 円
埋立ごみ (大) 10 枚	520 円	565 円
埋立ごみ (小) 10 枚	335 円	360 円
プラスチック製容器包装 10 枚	190 円	220 円
生ごみ (大) 25 枚	1,080 円	1,180 円
生ごみ (中) 25 枚	875 円	880 円
生ごみ (小) 25 枚	555 円	640 円

①ごみ指定袋の標準小売価格の改定

原材料価格の上昇及びエネルギー価格の高騰により、ごみ指定袋の製造価格が上がってしまったんだ。4月以降の製造分について、右表のとおりになるよ。在庫状況により、店舗ごと変更時期が異なるよ。品切れにならないよう、買い溜めはしないでね。※販売価格は、各店舗の設定によります。ご理解をお願いいたします。

②生ごみ指定袋(中)(小)のサイズ変更

- ① 現在(令和4年度版)の生ごみ(大)と生ごみ(中)の大きさが分かりづらい。
- ② 生ごみ(小)が大きすぎる。 といった意見があったからなんだ。価格上昇を抑えるために、売上枚数が多い「生ごみ(中)・(小)」の容量を小さくしたよ。生ごみ(中)は13ℓ⇒10ℓ、生ごみ(小)は7ℓ⇒5ℓに容量が変更になるよ。

4月以降の製造分から、生ごみ(中)・(小)のサイズが変更になるよ。その理由は、

燃やすごみの中には、生ごみが混入していることが多いんだ！正しい分別で、生ごみの肥料化にご協力をお願いします！



「太陽光発電施設」「動植物保護」に関する条例を制定

生活環境課 生活環境係

「小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」

【条例の目的は？】

地球温暖化及び山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林等において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他地域環境に与える影響が大きいことから、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至るまでの太陽光事業全般において地域環境を保全し、及び災害の発生を防止するために必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び市民の安心で安全な生活の確保を図る。

【条例の特徴：従来と変わったところは？】

- ①太陽光発電設備を設置する場合、市長許可が必要となる(従来は届出制)
- ②市長許可には、隣接者や区代表者の同意が必要となる(従来は説明制)
- ③太陽光発電設備設置を禁止するエリア・抑制するエリアを設ける(従来は「設置するべきではないエリア」)
- ④条例に違反した場合は、市の許可の取り消しができる

違反事例への対応などの含めた本条例の詳細は、上記へお問い合わせいただくか、こちらからご覧ください→



「小諸市動植物の保護に関する条例」

【条例の目的は？】

市内に生息する動植物が市の優れた自然環境を象徴する貴重な存在であり、動植物との共存が市民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、自然環境の保全を図るとともに動植物を保護する意識を高め、もって将来の世代に継承する。

【保護動植物及び保護地区指定、動植物保護活動団体の認定が可能】

- ①保護動植物(野生の動植物等であって、その保護または、繁殖を図るために保護することが必要な動植物等)を指定することができる
- ②保護地区(保護動植物の生息地、または生育地であって、それらを保全または繁殖を図るために保護することが必要な地区)を指定することができる
- ③市内を中心に動植物の保護に資する活動を行う団体を動植物保護活動団体として認定することができる

【捕獲の制限と行為の届出】

- 保護動植物の個体の捕獲等をしてはならない
- 捕獲等をされた保護動植物所持及び取引をしてはならない
- 保護地区内で、建物などの新築、土地開墾などを行おうとする場合は、その行為に着手する30日前までに市長へ届出が必要